

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の制定について

□条例制定の経緯と目的

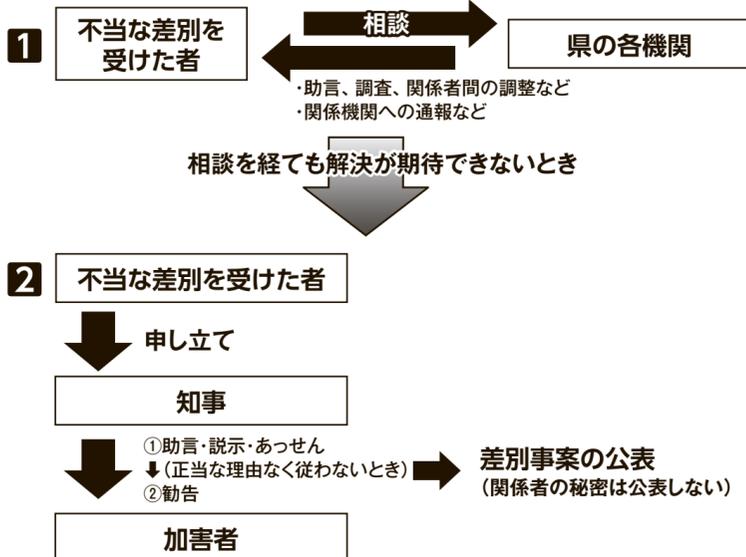
三重県議会では、令和2年5月にさまざまな差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査および検討を行うことを目的として、「差別解消を目指す条例検討調査特別委員会」を設置しました。そして、同委員会での約1年11カ月にわたる検討を経て取りまとめた「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案」は、令和4年5月19日の本会議において、全会一致で可決・成立しました。制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」は、一部を除き、即日施行されています。

この条例は、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的としています。



採決の様子

〈不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制〉



【条例の主な内容】

- 社会のあらゆる分野において人権が尊重されることといった県の人権施策や県民などの行う人権尊重に関する活動の推進に当たっての基本理念を定めています。
- 県、県民、事業者、プロバイダ、県の公務員などの責務や県と市町との協働について定めています。
- 施策を推進するための仕組みとして、知事が「人権施策基本方針」を定めることとしています。
- 基本的施策として、県が人権教育・人権啓発やインターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止などを行うことを定めています。
- 三重県人権施策審議会の設置や財政上の措置について定めています。

◆不当な差別をはじめとする人権侵害行為などの禁止

条例では基本理念として、何人も不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならないこと、また人権侵害行為を助長・誘発することを目的に、人種などの属性の識別情報を摘示する行為をしてはならないことを規定しています。

◆不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

県は人権問題に関する相談に応じ、必要な対応を行うことなどを規定するとともに、相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争について、知事による助言・説示・あっせんの手続を整備します。(令和5年4月1日施行予定)

「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」および「みえ元気プラン(仮称)」策定における議会の役割

三重県議会では、県総合計画などを議決対象とし、議案として提出される前の段階から議会に提示を求め、各常任委員会などで調査を行い、その結果を議会から知事に申し入れを行っています。

現在、県では、長期的な視点から県政運営の基本姿勢や政策展開の方向を示した、おおむね10年先を見据えた県の長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」と、今後の三重の成長戦略として、「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」が掲げる基本理念「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けて推進する取り組み内容をまとめた、「みえ元気プラン(仮称)」を令和4年10月を目途に策定することとしています。

ここでは、「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」および「みえ元気プラン(仮称)」の策定過程における県議会の役割についてご紹介します。



知事への申し入れの様子(7/25)

令和4年

概要案の調査

2/17 全員協議会

県当局から概要案が示され、全議員が説明を受けた後、質疑を行いました。

3/11～16 常任委員会

各委員会で概要案についてさらに詳細に調査を行いました。

3/22 全員協議会

再度全議員が集まり、委員会での調査内容について、各委員長の報告および、それに対する質疑を行った後、知事への申し入れ事項に関する議員間討議を行いました。

3/24 委員長会議

各委員会、全員協議会で出された意見などを踏まえた正副議長案を提示し、知事への申し入れ内容を決定しました。

3/31 知事への申し入れ

副議長、各行政部門別常任委員長、予算決算常任委員長が、知事に「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)概要案」および「みえ元気プラン(仮称)概要案」に対する申し入れを行いました。

<主な申し入れ内容>

- ビジョンとプランの施策との関連性
- 施策の成果の検証
- 人口減少対策の具体的な取り組み方向
- 国際・国内情勢の展望

このほか、各常任委員会からの意見なども申し入れています。

最終案の調査

6/3 全員協議会

3/31に行った知事への申し入れ内容などを踏まえた最終案が、県当局から示され、全議員が説明を受け、質疑を行いました。

6/20～23 常任委員会

各委員会で最終案についてさらに詳細に調査を行いました。

7/11 全員協議会

再度全議員が集まり、委員会での調査内容について、各委員長の報告および、それに対する質疑を行った後、知事への申し入れ事項に関する議員間協議を行いました。

7/15 委員長会議

各委員会、全員協議会で出された意見などを踏まえた正副議長案を提示し、知事への申し入れ内容を決定しました。

7/25 知事への申し入れ

議長、副議長、各行政部門別常任委員長、予算決算常任委員長が、知事に「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)最終案」および「みえ元気プラン(仮称)最終案」に対する申し入れを行いました。

<主な申し入れ内容>

- 人口減少対策
- KPI(重要業績評価指標)
- 「みえ元気プラン(仮称)」と他の計画など

このほか、各常任委員会からの意見なども申し入れています。